

令和4年 第2回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和4年2月7日（月）13：30～

<場所>：九重町役場 3階 301会議室

<出席委員>

農業委員

1番：小田稻次郎 3番：矢方盛士 4番：清竹鉄也
5番：佐々木清和 6番：矢幡陽子 7番：飯田祥治朗
8番：穴井勲 9番：佐々木洋子 10番：植山秀明
11番：手島政弘

推進委員

12番：小野益利 13番：仲摩茂敏 16番：矢野三八
17番：高倉三八 18番：熊谷厚己 19番：田中卓一郎
20番：時松美智雄 22番：田吹博史 23番：田吹正利

<事務局出席者>

事務局長：吉光泰三 リーダー：若杉美紀
事務員：堤悠馬

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）： 10名 （農地利用最適化推進委員）： 9名
欠席委員 （農業委員）： 1名 （農地利用最適化推進委員）： 3名

<会長あいさつ>

■議事

議 長 それではですね、これから議案の方をやっていきたいと思っておりますので、最初に皆さんにお願いを致します。発言は挙手をして番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また携帯電話は電源を切ってくださいか、マナーモードによろしく願いいたします。議事録署名委員の選出について、規則第14号第2項の規定により議事録署名委員を

8番委員さんと9番委員さんを指名致します。異議はございませんか。異議なしと認め8番委員と9番委員を議事録署名委員に指名を致します。よろしく申し上げます。それではただ今から報告案件に入ります。報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 まず2ページ目の差し替えをお願いします。机の方にお配りしておりますので、差し替えの方よろしく申し上げます。議案書の1ページをお開きください。報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

報告第4号(番号1番～2番)を読み上げて説明。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、報告5号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 2ページをお開きください。報告第5号農地法第18条第6項の規定による届出について。

報告第5号(番号1番～3番)を読み上げて説明。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして報告第6号農地法第4条の規定による許可申請の取下げ願いの受理について、事務局より説明をお願いします。これはですね、先月の案件で4条の申請が出たのですが、一応これは総会では受理をしました。県の方で、その時常設会議はコロナの関係で出席しなくていいということで、出席できません。事務局が出席して説明をしたところ、他の委員さんからいろいろ提案があつて保留ということで差し戻されまして、今回また審議をするということになると思いますけど。ここで事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局 説明の方ですけど、このあと議案の第6号の4条の方で改めて説明をさせていただきたいと思います。

議長 はい、わかりました。では議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 4ページをお開きください。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について。

議案第5号(番号1番～4番)を読み上げて説明。

議長 はい、事務局より説明が終わりました。それでは番号1番から4番まででございます。1番から担当委員さんより説明をお願いします。

22番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 続きまして番号2番、担当委員さんお願いします。

1番委員 2番と3番、譲渡人が同じ人なので一緒に報告させていただきます。

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議長 はい、ありがとうございました。続きまして番号4番の担当委員さん
をお願いします。

7番委員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議長 はい、ありがとうございました。担当委員さんより説明がありまし
た。それでは審議に入りたいと思います。質問のある方は挙手をして
番号を言ってをお願いします。

23番推進委員 ○○○○さんが解約したのがありましたよね。あれは5筆あって畑
が7畝くらいありますよね。残りの7畝くらいの畑は農業廃止だった
らまた荒地になるのではないのでしょうか。

事務局 事務局の方から補足説明させていただきます。解約にあがっていた畑
は○○の○○○番○になるのですが、こちらの話は上がったのです
が、現況があまりにも農地とかけ離れていたため、今年の農地パトロ
ール調査で1番委員さんが見ていただいた所になりまして、非農地と
いうことで非農地通知を出させていたでいて、こちらは農地としては
あがってきてはおりません。一応所有者自体については移るような話
は聞いておりますので、こういった説明とさせていただきます。

議長 今事務局より説明がございました。23番委員さんが言った畑につい
ては非農地証明願が出ているということです。いいですか。他に質問
ございませんか。ないようでしたら採決に入ります。議案第5号の1
番から4番について賛成する委員の方は挙手をお願いします。はい、
ありがとうございました。賛成多数ということで承認することになり
ました。続きまして、議案第6号農地法第4条の規定による許可申請
に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページをお開きください。議案第6号農地法第4条の規定
による許可申請に対する意見について。
議案第6号（番号1番）を読み上げて説明。

議長 はい、ありがとうございました。この案件は事務局から説明がありま
したけど、今回こうして再申請ということになっております。私も現
地を確認に行ったのですが、確かにしっかり整備されていて、植樹も
されて非常に転用目的としては何ら反対することもないのですが、一
部農地として駐車場にすることもあり、そこはもう現状復帰というこ
とにはならないということで、ここはもう仕方がないですねというこ
とで認めた経緯もありました。今回の再申請になりましたので、その
辺の所も皆さん承諾をしていただきたいと思いますので。一応これは
あの担当委員さんは7番委員さんですけど、もう先月も説明をしてい

ただいて、まだ皆さんがもう少し情報が欲しいということであればまた事務局なり、私なり、7番委員さんなり聞いてもらいたいと思います。別に質問が無ければ審議に入って承認を得ることになりますけどいいでしょうか。採決に入りたいと思います。議案第6号のこの案件について承認をされる方は挙手をお願いしたいと思います。はい、ありがとうございました。この議案は承認ということで、これはまた県の方へ意見書を付けて送りますので、これは大分県の方で承認いただけると思っております。

事務局

補足で説明をさせていただきます。まずこちらですね、一度こちらで承認された後に県の担当の方と話をさせていただいたのですが、その段階で観光農園として使おうとすると農地として残っていく部分が先月お話しさせていただいた所があったのですが。そこについての管理と正確な面積について許可が取れないということ、転用するのであれば1筆全部転用した方が効率的にも地目的にも変えることが出来るので。一度申請者さんと話をしてくださいというところで話があるんですね、話をさせていただいたところ、そういうことであれば地目を変えたいということもありましたので、〇〇さんの方から一度取下げを出していただいて、再度こういった形で1筆全部を庭園という形で。主な目的としては休憩所として使用していくというところで今回計画の変更ということで再度申請の方があがっているようになります。以上になります。

議長
10番委員
事務局

10番委員さんどうぞ。

観光農園として転用したら私の所から手から離れるのですか。

農地法の取り扱いとして、登記の方に観光農園として当てはまる地目が現状ないようになっています。そうすると農地として使う部分だけが農地として残ってしまいますようになります。地目を付けようとする道の部分だけ分筆をしてという形になってしまうので、そうすると物凄く時間とか費用とか掛かってしまうので。そういったことも考えられるので、一筆全部を転用地目として、雑種地として考えられそうな庭園としてあげて行く方がよろしいのではないかとこのところで最終的な結論が現在続いているところであります。最終的に地目が雑種地になりますので農地ではなくなります。

議長
事務局

続きまして議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について事務局より説明をお願いいたします。

議案書の6ページをお開きください。議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権）について。

- 議 長 議案第6号(番号1番)を読み上げて説明。
- 19番推進委員 事務局より説明がございました。それでは担当委員さんの方から説明をお願いしたいと思います。19番委員さんお願いいたします。
- 議 長 [担当委員より現地調査の結果を報告]
- 19番推進委員 ありがとうございます。担当委員さんより説明が終わりました。この案件について質問のある方はどうぞ。無いようでしたらこの案件について承認される方は挙手をお願いいたします。全員賛成ということで承認されました。
- 議 長 続きまして、議案第8号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。これはですね、事務局の説明は省略いたします。議案は計18件ありますけど、番号6番と番号14番は関係委員さんがおられますので、他の議案の審議が済んでから行いたいと思います。それでは番号1番から担当委員さんの説明をお願いいたします。1番の担当委員さんは誰になりますかね。20番委員さん。1番は20番委員さんですね。2番は。4番委員さん。3番も再設定です。3番は19番委員さん。番号4番も再設定になります。20番委員さんですね。続きまして番号5番これは設定になりますから。担当委員さん、1番委員さんお願いします。
- 1番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]
- 議 長 ありがとうございます。続きまして番号7番担当委員さんは。それでは説明をお願いします。
- 4番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]
- 議 長 ありがとうございます。続きまして番号7番。担当委員さん12番委員さんお願いします。
- 12番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]
- 議 長 ありがとうございます。番号8番は再設定ですが担当委員さんは誰ですかね。1番委員さん。続きまして番号9番も再設定ですけど。これも1番委員さん。番号10番再設定です。番号11番再設定ですけどこれは17番委員さんですね。12番も再設定これも17番委員さんですね。続きまして13番これは設定でございます。担当委員さんは。9番委員さんお願いします。
- 9番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]
- 議 長 ありがとうございます。14番は再設定。15番も再設定でございますけど、23番委員さんの担当地区ですかね。番号16番も再設定でこれも23番委員さんですね。17番もそうですね。18番も再設定でございます。一応ですね再設定を含めて、番号6番と14番を除

いてそれ以外の番号についてですね、質問のある方は挙手をしてお願いをいたします。ありませんか。ないようでしたら賛成する委員さんは挙手をお願いいたします。ありがとうございました。全員賛成ということで。それではですね、番号6番の22番委員さんは退席をお願いいたします。22番委員さんに退席していただきました。先程4番委員さんの方からですね説明がございまして、この案件について質問のある方は。ありませんか。4番委員さん畑で野菜は何を作っていますか。ネギかなんかですか。

4 番 委 員 あのですね、畑で借りているのですけど作物の水が無いそうです。登記も畑ですが水が少ないそうで。今回〇〇神社の木を切って、枝を焼くのに貸してくれないかという話だったそうです。その話から〇〇さんが借りるようになったそうです。植えるのは畑で何を作るのかは聞いていません。田は鋤いているそうです。今から木の焼却場として使いたいそうです。

議 長 4番委員さんの方から補足説明がございました。他にございませんか。無いようでしたら番号6番について承認される方は挙手をお願いいたします。ありがとうございました。続きまして番号14番、7番委員さんは再設定になりますけど。退席をお願いします。7番委員さんは牧草を作ってもらおうということで貸すということですね。結構面積が広いですね。14番について質問のある方はありませんか。一応再設定でございまして。いいですね。それでは入れてください。続きまして13ページ議案第9号、非農地証明願いについて事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第9号非農地証明願いについて。

議案第9号(番号1番)を読み上げて説明。

議 長 ありがとうございます。事務局から説明がございました。これはまた関係者がおられますので、審議の間は退出をお願いしたいと思います。これは私の方が現地確認に行ってきたので説明をいたします。

[現地調査の結果を報告]

それでは審議に入りますので質問のある方は挙手をしてお願いしたいと思います。ありませんか。無いようでしたらこの案件に対して賛成する委員の方は挙手をお願いいたします。ありがとうございました。全員賛成ということで承認することに決定いたします。

継続案件で、先月の案件で〇〇〇〇が第3条で購入した〇〇〇の農地がありますよね。それで連動して7番委員さんが担当しておった、〇

〇〇のですね農地の方がそのままになっておって、認められないということで保留にしておりました。それで、7月24日に各地区の支部長さんにですね、役場の方に寄っていただきまして、〇〇〇〇の社長本人にも来ていただきまして、質問等してですねいわゆる事情聴取ですね。〇〇〇の件も決着していないのに、それをそのまま先月あった、大字〇〇〇の農地の売買、これはなかなか認めることは出来ませんと説明をして、その後どうなっていますかと。〇〇の件についてはですね、上物のパイプハウスは全部撤去して更地になっております。更地になっておりますけど、これは今からどういうふうにならうという計画で農地として活用されますかと聞きましたら、本人も飯田に行って耕作ができそうにないということで、一応誰かにお願いをして牧草地として活用をしますということで。また〇〇さんの方もですね、何とかその辺は誰かに斡旋してやりましょうということで。そういう所で本人も前向きに、是非とも農地として活用しますということで言ってくれましたので。引き続きですね、大字〇〇〇の農地田んぼについてはどうしますかと。これは本人もここまで来て作るということもどんなでしようということを書いていたのですが。場所も良い所ではないので、大型機械も入りそうもない所でございます。その辺も話をしたのですが、どうしても作る方がいなければ当然私が来て作りますということで。間違いなく確約ができますかとそういった念押しもしてですね、それは何とかしますと。そういった約束もしてもらえればですね。そうじゃないと当然委員会として認めた以上、おおむね3年間は農地として耕作してもらおうということで。九重町の農業委員会ではルールがございまして、それは本人にも通告しましたし、当然耕作しますとそういう答弁もいただきましたので。それではわかりましたと。私達も前向きに審議しますというようなことでもございました。事務局より他に補足があれば。

3 番 委 員
議 長

確約ができたのならそれ以上言うことはできないでしょう。

あの席でまず嘘を言う人はいないと思います。そこまで本人も作る方がいなければ私が来て作りますと。実際〇〇〇〇の社長も〇〇の方で、二町分ばかり田んぼを耕作しているということを私も聞いておりますし。その辺も本人も支部長さんがおる前で言ってくれたので、おそらく嘘ではなかろうと思います。またですね、耕作をしていないとなればですね、承認を取り消すということになりますので。その辺も含めて皆さんに判断をしていただきたいと思いますので。いいでしょうかね。

22 番 委 員 あとの耕作をしているしていないのは誰が、支部長さんが確認するとい
うこと。

7 番 委 員 いいですか。

議 長 7 番委員さん。

7 番 委 員 その所の確認は毎年しますと言ってありますので。農地パトロール
をしますと言ってありますので。

22 番 委 員 はいわかりました。

7 番 委 員 もし作っていなければどうしましたかと。それはします。

議 長 もし耕作してなくて1年でも荒らしているとなれば、事務局を通じて
通告します。本人も〇〇〇〇で農地にも多少精通をしていると言
ってましたので。九重町もおおむね3年、〇〇〇もおおむね3年と
いうことを承知していますので間違いはないと思います。ただ〇〇に
ついては競売で自分が取って、地主さんとの話が上手く行かなかった
ということで、そういった経緯があって今までダラダラきたというよ
うな経緯があって。ですから今回はですね、更地になったのでそこは必
ず地域の方に耕作してもらい、そういった確約をいただいております
ので間違いはないと思います。〇〇〇〇の先月の3条の案件について
承認される方は挙手をお願いいたします。ありがとうございました。
全員承認ということで。

それでは大変皆さんお疲れでございます。これで今日の会議は終了を
いたします。大変お疲れ様でした。来月は3月4日ということであり
ますのでお願いいたします。